

契約者様へ

令和7年度税制改正に伴い、「ご契約のしおり一定款・約款」に記載しております生命保険料控除額に関する内容を変更しております。

つきましては、「ご契約のしおり一定款・約款」とあわせてご確認いただきますようお願いいたします。

対象のしおり種類	該当ページ
ニッセイみらいのカタチ	P150
ニッセイ長期定期保険、ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険、ニッセイ傷害死亡重点期間設定型介護保障保険、ニッセイ遞増定期保険	P73
ニッセイ一時払終身保険、ニッセイ一時払養老保険、ニッセイ一時払年金保険	P47
ニッセイこどもの保険	P71
ニッセイ学資保険	P50
ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）	P42
ニッセイ出産サポート給付金付3大疾病保障保険	P54
ニッセイ傷害保障付積立保険	P37
更新・指定年齢到達時のしおり	P141
更新・終身変更のしおり（入院医療保険・総合医療保険）	P74,75

【令和7年度税制改正の内容】(令和8年分の所得税への1年限りの適用)

- 生命保険料控除における新生命保険料（平成24年1月1日以後の契約）に係る一般生命保険料控除について、1年間の措置として、納税する人が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における所得税の控除限度額を4万円から6万円に引上げる。
- 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度（12万円）は変更なし。

上記改正に伴い、ご契約のしおりの該当ページに記載されている生命保険料控除額の所得税に関する記載については、以下のとおり変更となります。

○生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それについて、控除額が所得から控除されます。

<所得税>

- ・一般生命保険料控除（23歳未満の扶養親族を有する場合）

年間正味払込保険料	控除額 *
30,000円以下	全額
30,000円超 60,000円以下	正味払込保険料×1/2+15,000円
60,000円超 120,000円以下	正味払込保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律 60,000円

- ・一般生命保険料控除（上記以外の場合）、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除

年間正味払込保険料	控除額 *
20,000円以下	全額
20,000円超 40,000円以下	正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円超	一律 40,000円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計12万円となります。